# ○ 大阪市請負工事施工体制確認マニュアル

#### 第1 目 的

不良不適格業者の放置は、適正な競争を妨げ、公共工事の品質確保及びコスト縮減等の支障となるとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害するものである。

このマニュアルは、大阪市発注工事の請負業者から不良不適格業者の排除を行い、適 正な施工の確保を徹底するため、当該工事現場における監理技術者等の専任制及び施工 体制を確認する際に行う確認事項や方法等を具体的に示すことを目的とする。

#### 第2 確認対象工事

本市発注の請負工事

### 第3 確認を行う者

大阪市契約規則第43条第1項の規定により、局長等(大阪市契約規則第2条第2号に 定める局長等をいう。以下同じ。)が指定する請負契約の適正な履行を確保するために必 要な監督を担当する職員

#### 第4 確認事項

「工事施工体制等チェックシート(別紙1)」のとおり

## 第5 確認方法及び確認時期等

「工事施工体制の確認方法及び確認時期等(別紙2)」のとおり

#### 第6 建設業法等違反に係る事案の対応

(1) 契約管財局への報告

監督職員が確認を行った結果、監理技術者等の専任制等の確認ができない場合、一括下請負していることが明らかな場合又は施工体制台帳の不備など不適切な点が判明した場合にあって、監督職員が是正を求めているにもかかわらず請負業者がこれに応じないときは、当該工事を所管する局長等は、契約管財局長に遅滞無くその旨を報告することとする。

(2) 大阪市競争入札参加停止措置審査委員会による審議

契約管財局長は、報告を受けた事案について、大阪市競争入札参加停止措置審査委員会の審議を経て、停止措置を行うこととする。

(3) 建設業許可行政庁への報告

建設業法に違反していることが明らかな場合には、契約管財局長は、国土交通大臣又は大阪府知事に対し遅滞なく通報することとする。

### 第7 その他

「工事施工体制等チェックシート(別紙1)」の「1. 工事概要」中、「工事種別」欄については、各所属の事情に応じてあらかじめ不動文字として文言等を定めることを妨げない。

附則

- この規程は、平成13年4月1日以後に締結された契約に係る工事について適用する。 附 則
- この規程は、平成17年4月1日以後に締結された契約に係る工事について適用する。 附 則
- この規程は、平成19年4月1日以後に締結された契約に係る工事について適用する。 附 則
- この規程は、平成 19 年 10 月 1 日以後に締結された契約に係る工事について適用する。 附 則
- この規程は、平成25年4月1日以後に締結された契約に係る工事について適用する。 附 則

この規程は、平成27年4月1日以後に締結された契約に係る工事について適用し、平成27年4月1日の前に締結している工事については、適用しない。

附則

- 1 この規程は、平成28年6月1日から実施する。
- 2 この規程による改正後の大阪市請負工事施工体制確認マニュアル第5の規定は、一般競争 入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約に あってはこの規定の施行の日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、 入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあって は同日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては 同日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、同日前に入札に参加しようとする者 を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従 前の例による。

附則

この規程は、平成30年4月1日以後に締結された契約に係る工事について適用し、平成30年4月1日の前に締結している工事については、なお従前の例による。

附則

- 1 この規程は、令和3年1月4日以降に締結された契約に係る工事について適用する。ただし、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第30号)の施行期日(令和2年10月1日)後に契約し、この規定の施行日以後に変更を行うものについても適用する。
- 2 この要領の特例監理技術者及び監理技術者補佐については、令和3年4月1日以降に契約を締結する工事について適用する。

附則

この規程は、令和4年4月1日以後に締結された契約に係る工事について適用する。 附 則

この規程は、令和5年1月1日から適用する。

附則

この規程は、令和5年3月14日から適用する。

附日

この規程は、令和7年2月1日から適用する。 附 則

この規程は、令和7年4月1日から適用する。

## 工事施工体制等チェックシート

## 1. 工事概要

○ 工事名	:			<ul><li>工事和</li></ul>	重別	:							
○ 請負業者名	:			<ul><li>建設</li></ul>	業許可番号	:							
○ 請負金額	:	円 (下請率約	%)	OI	期	: 令和	年	月	日 ~ 令和	年	月	日	

## 2. チェックポイント

確認者	者 所属・氏名・福	在認年月日	所属: 氏名:		確認年月日:令和	年		月	日
確認項目 確認細目		確認細目			服点				
			□現場での調査 □ 元請負人の社員であるか。	確認         認いいえ	○書類等での調査(追加確認を含む)	1	確	認	
		資格者証の把握	□ 監理技術者資格者証を現地で携帯しているか。	携帯 ・ 不携帯	○ 監理技術者講習を修了したことを証するものを取得してい るか。	取得		無	# L
			□ 資格者証は裏書きで変更事項に誤りはないか。	無·有	○ 監理技術者の資格者要件に疑義はないか。又、疑義がある場	無	-	7	有
					合の内容 (所属・資格・有効期限・その他)	内容(			)
	監理技術者		□ 施工体制台帳等に記載の技術者と同一人物か。	同一 · 同一でない	○ 配置予定技術者を対象。	予定者	•	予定者	者外※1
		同一性の把握			○ 他の工事と重複していないか。 (CORINS等の内容で確認)	していない		して	こいる
					○ 監理技術者の変更があった場合、手続は適正か。	適正	•	不i	適正
		専任(常駐)の把握	□ 現場にいるか。	いる ・ いない					
		兼務の把握専任特例 2号を適用する場 合)	□ 監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制になって □ いるか。	いる ・ いない	○ 兼任の工事を把握しているか。	していない		して	こいる
A) 主任技術 者、監理技	監理技術者補佐		□ 元請負人の社員であるか。	はい ・ いいえ					
行、監座校 術者又は監 理技術者補 佐の確認		資格者の把握	□ 一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格 などの資格があるか	ある ・ ない	○ 一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格な どの合格証があるか	取得		無	₩L
			□ 技術検定種目が、専任特例 2 号を適用する監理技術者の 技術検定種目と同じか。	同じ ・ 違う	○ 監理技術者補佐の資格者要件に疑義はないか。又、疑義がある場合の内容(技術検定種目・その他)	無		Ā	有
			一 技術検定種目と同じか。		- る場合の内谷(技術検定種目・その他)	内容(			)
			□ 施工体制台帳等に記載の技術者と同一人物か。	同一 ・ 同一でない	○ 配置予定技術者を対象。	予定者	•	予定者	者外※1
		同一性の把握			○ 他の工事と重複していないか。 (CORINS等の内容で確認)	していない	٠.	して	こいる
					○ 監理技術者補佐の変更があった場合、手続は適正か。	適正	•	不清	適正
		専任(常駐)の把握	□ 現場にいるか	いる ・ いない					
	主任技術者	雇用関係の把握	□ 元請負人の社員であるか	はい ・ いいえ	○ 配置予定技術者と同一人物か。	はい	•	M	いえ
		同一性の把握	□ 施工体制台帳等に記載の技術者と同一人物か。	同一 ・ 同一でない	○ 配置予定技術者を対象。	予定者		予定者	者外※1
					○ 主任技術者の変更があった場合、手続は適正か。	適正	•	不i	適正
		専任(常駐)の把握	□ 現場にいるか	いる ・ いない					

	同一性の把握	□ 現場代理人通知書に記載の現場代理人と同一人物か。	同一 •	同一でない	○ 現場代理人は元請負人の社員であるか。	はい	・いいえ
B)現場代理人の確認	同 1主9/1日1年				○ 現場代理人の変更があった場合、手続は適正か。	適正	· 不適正
	常駐の把握	□ 現場にいるか	いる・	いない			
		□ 施工体制台帳は現場に備え付けられているか。	いる・	いない	○ 記載事項が現場の状況と一致しているか。	一致	<ul> <li>不一致</li> </ul>
	施工体制台帳				施工体制台帳に下請負契約書(写)が添付されているか。 ○ 特定専門工事で下請負人の主任技術者の配置を免除する場合、必要書類が添付されているか。	されている	・されていない
C)現地の施工体制の確認					○ すべての下請金額が確認できるか。※2	できる	・できない
					下請人の健康保険等の加入状況が確認できる資料が添付さ れているか。	されている	・されていない
	施工体系図の把握	□ 施工体系図は現場の見やすい場所に掲示されているか。	されている ・ :	されていない			
	地工体系図の推撰	□ 施工体系図に記載のない業者が作業していないか。	していない ・	している			
					産業廃棄物の処理に先立ち、電子マニフェストを使用して 産業廃棄物の処理ができることを証する書類の提出がされ ているか。 (建設廃棄物処理委託契約書、優良認定を受けた産業廃棄 物収集運搬許可証、優良認定を受けた産業廃棄物処分業許 可証又は電子マニフェスト加入証)	提出	・未提出
					産業廃棄物の処理において電子マニフェストを用いた処理 ○ が困難な場合に、事前に監督職員に書面で報告し紙マニフェストの交付の承諾を得ているか。	承諾	• 未承諾
D)その他事項の確認					承諾を得て紙マニフェストを交付した場合に、事象が解消 ○ され電子マニフェストの使用再開の報告が書面でされた か。	されている	・されていない
		建設業許可を受けたことを示す標識が現場の見やすい場 □ 所に設置されているか。また、監理技術者等が正しく記載 されているか。(元請のみ)		問題あり	○ 受注時・変更時の工事カルテは適正に登録されているか。	適正	· 不適正
		□ 建退共制度関係に関する掲示が現場の見やすい場所に設 置されているか。	設置 •	未設置			
		□ 労災保険関係に関する掲示が現場の見やすい場所に設置 されているか。	設置 •	未設置			
		□ 再生資源利用(促進)計画に関する掲示が現場の見やす い場所に設置されているか。	設置 •	未設置			
	100 5 1- 2 10 5 1- 11	欧理共選者等の記墨に関する事政所扱亜領に甘づき ※エに行	1		·		

※1 配置予定技術者以外の者が配置される場合には、監理技術者等の配置に関する事務取扱要領に基づき、厳正に行うこと。

- ※2 主任技術者の場合、下請代金額が建設業法施行令第2条に規定する金額未満であることを確認
- ※3 専任特例2号を適用する監理技術者とは、建設業法第26条第3項第2号により、監理技術者の職務を補佐する者として工事現場に専任で配置した場合に兼務が認められる監理技術者をいう。

※4 監理技術者補佐になるためには、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが 必要。監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業務に限る。

※5 特定専門工事とは、下請代金の合計額が建設業法施行令第31条に規定する金額未満の鉄筋工事及び型枠工事とする。

3. 所 見

## 工事施工体制の確認方法及び確認時期等

	確認項目	目的等	確認細目			確認方法	確認時期	対応方法
						監理技術者本人から携帯している監理技術者資格者証及び監理 技術者講習を修了したことを証明するものを提示させる。	工事着手前	
		元請負人が適切に業務を行い、 工事の品質を適切に確保するた めに義務付けられている監理技 術者等を把握			監理技術者	監理技術者資格者証の会社名、工種区分、期限、裏書による変 更などについて把握する。	工事着手前	
			1	雇用関係の確認		監理技術者講習修了を修了したことを証明するものにおいて、 修了証が講習を受講した日の属する年の翌年の1月1日から5年以 内か確認する。	工事着手前	
					監理技術者 補佐	健康保険被保険者 <b>証</b> 又は住民税特別徴収税額通知書等により確認を行う。	工事着手前	・疑義がある場合は、監理技術者又は監理技術者補佐、主
					主任技術者	健康保険被保険者 <b>証</b> 又は住民税特別徴収税額通知書等により確認を行う。	工事着手前	任技術者、現場代理人、元請け会社に説明を求める。 ・技術者の専任が必要な工事については、3ヶ月さかのぼ
	監理技術者又 は監理技術者			② 同一性の把握	監理技術者 監理技術者 補佐	配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者及び監理技術者資格者証に記載された技術者が同一であることを把握する。	工事着手前	る雇用関係の確認が必要
I			2			監理技術者資格者証の写真により、本人であることを把握す る。	工事着手前	
						配置予定技術者、通知による監理技術者補佐、施工体制台帳に 記載された監理技術者補佐が同一であることを把握する。	工事着手前	
					主任技術者	配置予定技術者、通知による主任技術者、施工体制台帳に記載 された主任技術者が同一であることを把握する。	工事着手前	
			3	③ 専任(常駐)の把握	監理技術者 監理技術者 補佐	監理技術者、監理技術者補佐の専任(常駐)又は主任技術者の 専任(常駐)を把握する。 ※監理技術者補佐を専任で配置した場合は、監理技術者は工事 を2現場まで兼任できるものとする。	工事施工中 1回/月程度	・専任(常駐)の把握は、 <u>建設業法施行令第27条に規定する金額以上</u> の工事 ・疑義がある場合は、現場での把握頻度を増やす。また、
					主任技術者 打合わせ時等に監理技術者・監理技術者補佐又は主任技術者が 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に関 カっているかを把握する。	工事施工中	必要に応じて本人に不在の理由を聞く。	
			4	兼務の把握	専任特例2 号を適用す る監理技術 者	監理技術者補佐を専任で置いているか把握し、主要な会議への 参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合いなどに関わって いるかを把握する。	工事施工中	
П	現場代理人の 確認	請負契約の的確な履行を確保す るために必要な現場代理人を把 握	4	専任(常駐)の把握	現場代理人のか把握する。	D雇用関係の確認及び他の工事の現場代理人として従事していない		疑義がある場合は、現場での把握頻度を増やす。また、必要に応じて本人に不在の理由を聞く。

Ш		不良不適格業者を的確に発見・			施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されているか把握する。	工事施工中 1回/月程度	
					施工体制台帳に下請契約書(写し)、その他確認が必要な書類が、添付されていることを把握する。	工事施工中 当初及び変更時	
					下請金額が確認出来ていることを把握する。	工事施工中 当初及び変更時	
			5	施工体制台帳の把握	記載事項が現場の状況と一致していることの確認を行う。	工事施工中 当初及び変更時	施工体制台帳の不備を発見した場合は、是正を求める。ま
					当該建設工事の従事者に関する事項の確認を行う。 (作業員名簿) (氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入等の状況等)	工事施工中 当初及び変更時	た、必要な場合は、現場での把握頻度を増やす。
	現地の施工体 制の確認	排除し工事の品質確保、建設業 の健全な発展を図るために、現 地の施工体制を把握			下請人の健康保険等の加入状況が確認できる資料が添付されていることの確認 を行う。	工事施工中 当初及び変更時	
		2017/06 12 14-11月 6 1日 1至			施工体系図が当該工事現場の見やすい場所に掲げられていることを把握する。	工事施工中 1回/月程度	
				節 施工体系図の把握	施工体系図に記載のない業者が作業していないことを把握する。	工事施工中 当初及び変更時	
			6		施工体系図から一括下請けの恐れがある場合は、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められる等を把握する。		元請負人の関与状況等の把握のため、重点的に施工体制台 帳等を点検。
					施工体系図から一括下請けの恐れがある場合は、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められる等を把握する。		
		その他、元請負人の適切な施工 体制の確認のために必要な事項 について把握		産業廃棄物処理に伴 う電子マニフェスト の使用の確認	施工計画書提出時に電子マニフェストを使用して産業廃棄物処理ができること を証する書面の確認を行う。	工事着手前	・必要書類の確認が出来ない場合は、文書指示を行う。 ・文書指示に従わなかった場合には、工事成績の減点を行う。
			7		産業廃棄物処理実績を確認するとともに、毎月1回建設系廃棄物搬入集計表等 を提出させ電子マニフェストの使用の確認を行う。	丁惠施丁中	・建設系廃棄物搬入集計表に、受渡確認票(処分終了後、電子マニフェストシステムから出力したもの)の添付の確認。
						工-尹旭工-门	・特記仕様書第3条に規定する事由に該当せず、紙マニフェストを交付していることが判明した場合は、顛末書により理由を確認し是正を求める。
			(8)	産業廃棄物処理に伴 う紙マニフェストを 交付する場合の事前 承諾	産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第3条に規定する事由に該当し紙マニフェストを交付する場合に、事前に書面により報告を受け承諾を得ているか把握する。	工事施工中	・産業廃棄物処理に伴う指示書で示した様式において事前 報告がない場合には、未提出の理由を確認し是正を求め る。
IV	その他事項の確認				承諾を得て紙マニフェストを交付した場合に、事象が解消され電子マニフェストの使用再開する場合に、事前に書面により報告を受けているか把握する。	工事施工中	・産業廃棄物処理に伴う指示書で示した様式において事前 報告がない場合には、報告書の提出を求める。
			9	工事カルテ登録の把 握	受注時工事カルテは適正に、かつ期限内に登録されているかを把握する。	工事着手前	
			10	建設業許可を示す標識の把握	建設業許可を受けたことを示す標識が現場の見やすい場所に設置してあること。(元請のみ) 主任技術者、監理技術者が正しく記載されていることを把握する。	工事施工中 1回	不適切な場合は是正を求める。
			11)	建退共制度に関する 掲示の把握	建退共制度に関する標識が現場に掲示されていることを把握する。	工事施工中	イル通りな物白は足正と不いる。 なお、工事カルテ登録については、500万円以上を対象と する。
			(12)	光巛加吟に明より相	労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されていることを把握する。	工事施工中	
			(13)	再生資源利用(促 進)計画に関する掲 示の把握	再生資源利用 (促進) 計画が現場の見やすい場所に掲示されていることを把握する。	工事施工中 1回/月程度	